

## 埼玉県立大学インターネット出願及び 入学検定料等代理収納決済業務委託契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務（以下「本件業務」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （本件業務の実施）

第2条 乙は、本件業務をこの契約書及び本件業務仕様書に従い、履行しなければならない。  
2 乙は本件業務の実施において、疑義が生じた事項については、甲に確認するものとする。

### （契約期間）

第3条 この契約の履行期間は、契約日から2021年3月31日までとする。

### （契約金額）

第4条 契約金額は、〇〇〇円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の10分の1以上または公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第38条第3号に基づき免除とする。

### （履行場所）

第6条 この契約の履行場所は、埼玉県立大学とする。

### （法令遵守及び善良なる管理者の注意義務）

第7条 乙は、関係法令、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「個人情報保護条例」という。）その他規定を遵守するとともに、常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、受託者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。また甲は受託者に対し、第11条に規定する監督ができるものとする。

3 乙が本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(管理責任者の選任及び報告)

第10条 乙は、本件業務を履行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者を選任または変更した場合は、甲に対し、管理責任者選任(変更)届(様式1)により報告するものとする。

(業務従事者の監督)

第11条 乙は、本件業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、個人情報保護条例第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書(別記様式)の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、または報告を求めることができる。

(業務完了報告等)

第13条 乙は、本件業務が全て完了したときは、遅滞なく業務完了報告書(様式2)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に本件業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(委託金額の支払)

第14条 乙は、前条第2項に規定する検査に合格したときは、第4条に定める額の請求書を甲に発行するものとする。

2 甲は、適正な請求書を受理した日付が属する月の翌月末日までに、請求金額を乙の指定する銀行口座に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条第2項に規定する委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第16条 本件業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた経費は、甲が負担するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第17条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(3) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超過額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求額に年2.7パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の変更等)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することがで

きる。

- 2 甲は、翌年度以降の予算において、減額または削除があった場合は、この契約を変更し又は解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定によりこの契約が変更され又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (4) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

4 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

#### (貸与資料等の提供)

第20条 甲は、乙より本件業務の完成のため必要とする資料等について貸与の要請があり、甲がその必要性を認めた場合は、速やかに乙に貸与するものとする。

2 前項の規定は、第9条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

#### (利用及び提供の禁止)

第21条 乙は、その取り扱う個人情報等を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (複製等の禁止)

第22条 乙は、その取り扱う個人情報等が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (貸与資料等の返還等)

第23条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、貸与資料等（複製したものを含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲の立会いの下に、貸与資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が、本件業務を行ううえで不要となった貸与資料等について準用する。

4 第1項及び前項の規定は、第9条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(秘密の保持等)

第24条 乙は、本件業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本件業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(安全確保の措置)

第25条 乙は、本件業務を履行する上で取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第26条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第27条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(定めのない事項等)

第28条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

2019年 月 日

埼玉県越谷市大字三野宮820  
甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

乙

様式 1

管 理 責 任 者 選 任 ( 変 更 ) 届

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務について、下記のとおり、管理責任者を選任（変更）したので、埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務埼玉県立大学業務委託契約書第 10 条第 2 項により報告します。

記

1 役職名

2 氏名



様式 2

## 業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

下記委託業務が、 年 月 日に完了しましたので、埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務委託契約書第13条第1項により報告します。

記

委託業務名	埼玉県立大学インターネット出願及び 入学検定料等代理収納決済業務
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

## 誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名：埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者

〇〇〇

（役職名）

（氏名）

年 月 日

氏名

印

（注）ここで「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。